

一般社団法人神奈川青色申告会事務局移転のお知らせ

この度、当会事務局は下記の通り移転することとなりました。

業務開始予定日 令和3年6月10日(木)

移転後の所在地

〒221-0822

横浜市神奈川区西神奈川1-9-3

グレース竹和式番館3階

※移転に伴い電話番号・FAX番号が変更となります。新番号が決定次第次月会報、当会ホームページでお知らせいたします。



グレース竹和式番館外観

■アクセス■

●鉄道

- ・JR京浜東北線・横浜線
東神奈川駅西口 徒歩 3分
- ・京浜急行線
京急東神奈川駅 徒歩 5分
- ・東急東横線
東白楽駅 徒歩 8分

●横浜市営バス

- ・東神奈川駅前東口バス停 下車徒歩5分
<48> 横浜駅前行
- ・東神奈川駅西口バス停 下車徒歩3分
1番のりば<31> 大口駅行
2番のりば<59> 綱島駅、大豆戸交差点行
3番のりば<7> 川崎駅西口行
<29> 鶴見駅前(東口)行
5番のりば<36> 菅田町、緑車庫行
<82>八反橋行<82>・<88> 神大寺入口行
6番のりば<38> 鶴見駅西口行
<39> 緑車庫、中山駅行<88> 市民病院行
8番のりば <7>・<29> 横浜駅前(東口)行
<31>・<36>・<38>・<39>・<59>・<82>
<326(急行)> 横浜駅西口行



東白楽駅から徒歩8分

文
神奈川工業高校
神奈川総合高校

神奈川青色申告会
新事務局

東神奈川駅西口から徒歩3分



青色事業専従者や一般従業員（パート、アルバイトを含む）に給与を支払っている事業主の方へ

源泉指導会のご案内

6月23日(水)～7月12日(月)まで
新事務局にて

源泉税額の計算、納付書の書き方等についての指導会です。

●ご来所時にお持ちいただくもの

- ①令和3年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿
- ②源泉税の納付書
- ③令和3年分 給与所得者の扶養控除（異動）申告書
- ④令和2年分の年末調整時の資料 …令和2年後期分の納付書(控)等

※源泉徴収簿・納付書をお持ちでない方は、事務局に用意がございますのでお申し出ください。

納期限

令和3年1月～6月分(前期分)
納期の特例の承認を受けている場合

7月12日(月) です。

①

区分	支払月	支給額	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等の控除後の給与等の金額	源泉税額	源泉徴収額
令和3年分 給与所得に対する	1	1.31	100,000		0	720	
	2	2.28	100,000		0	720	
	3	3.31	100,000		0	720	
	4	4.30	100,000		0	720	
	5	5.31	100,000		0	720	
	6	6.30	100,000		0	720	

②

源泉税額が0円の場合でも納付書の提出(報告)が必要になります。

預った源泉税額の合計額を納付書を用いて金融機関等で期限(7月12日)までに納付してください。

会費口座振替のお知らせ

●次回振替日は

6月28日(月) です。

ご指定の預金口座からの振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認ください。

新規入会者の皆様へ

会費の口座振替手続きがお済みでない方は、預金口座振替依頼書をお早めに事務局までご提出ください。

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(予約制)

●日程

・税務相談 6月 2日(水)

・法律相談 6月 3日(木)

●会場 本部事務局 3F (東白楽)

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-433-5221

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。